

2023年3月31日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明
 (コード番号：2743 スタンダード)
 問 い 合 せ 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 尾 板 裕 介
 (TEL. 03-6731-3410)

(2022年10月6日付、12月28日付公表) 再発防止策の実施状況に関するお知らせ

当社は、当社代表取締役個人が取締役会の承認を受けずに当社を連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結していたことが判明した件を受けて、2022年10月6日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」を公表いたしました。また、連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社の元代表取締役増井浩二氏が同社の印章を偽造して使用した可能性のある一連の事案の調査報告を受けて、2022年12月28日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」を公表いたしました。

これら再発防止策の実施開始以降、2022年12月から2023年2月末日までの実施状況について、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心よりお詫び申し上げますとともに、役職員一同、コンプライアンス・ガバナンスの徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善をつくしてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

再発防止策の実施状況

再発防止策	背景・実施状況	実施時期
(1) コンプライアンス意識の徹底	<p>当社YouTubeチャンネルの決算説明動画にて代表取締役自ら、コンプライアンス遵守が経営の最重要課題であり、法令遵守、コンプライアンス・ガバナンス意識の向上の確約についてのメッセージを株主及びステークホルダーの皆様に向け発信しております。当該期間においては、2023年2月16日に配信した2022年12月期決算に関する説明動画において、コンプライアンス経営を徹底して行っていく旨について発信いたしました。</p> <p>今後も半年毎に当社YouTubeチャンネルの決算説明動画にて代表取締役から、コンプライアンス経営を行っていく旨、ガバナンスの改善状況につ</p>	<p>半年に一度実施 次回配信 2023年8月16日予定</p>

	<p>いてご報告させていただきます。</p> <p>当社グループ全役職員が参加する全社会（月次開催）にて代表取締役自ら、当社グループの全役職員に向け、コンプライアンス・ガバナンスを重視する旨のメッセージを発信しております。</p> <p>【実施日】</p> <p>2022年 12月7日「コンプライアンスの重要性」</p> <p>2023年 1月11日「内部統制の重要性」 2月7日「コンプライアンスの重要性」</p> <p>今後開催される全社会においても、毎回、当社の掲げる最重要課題として、当社グループ全役職員に向けてコンプライアンス・ガバナンスの重要性について発信してまいります。</p>	<p>月次実施 次回予定 2023年3月7日、4月7日、5月10日</p>
(1) -2 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革	<p>当社取締役・監査役のコンプライアンス意識の向上のためコンプライアンス研修を実施しております。定時取締役会後を研修日と定め月次で実施することとし、当該期間において下記の内容の研修を実施しております。なお、これまでの役員研修には全役員が参加しておりますが、欠席者には研修資料、録音、録画を共有することとしており、欠席者はその内容を確認することとしています。</p> <p>【実施日】</p> <p>2022年 12月22日実施 「上場維持の観点から見た内部統制について」</p> <p>2023年 1月23日実施 「内部監査について」 2月22日実施 「コーポレートガバナンス・コードの概要」</p>	<p>月次実施（定時取締役会後）</p>
(2) 印章管理体制の強化	<p>当社はこれまで印章利用時には、押印を必要とする文書及び印章押印申請書を印章管理者へ提出する社内手続きを当社印章管理規定に定義していたものの、その社内手続きが遵守されず、印章管理者へ口頭での申請のみで印章使用されていることが多く、実態として押印可否の判断は印章管理者に委ねるものとなっておりました。</p>	<p>月次実施（月末）</p>

	<p>また、印章が営業時間外は金庫で保管されていたものの、営業時間内は代表取締役が単独の持出しが可能な管理体制となっており、その管理体制の甘さから今回の代表取締役が個人用途で使用した不正事案につながる原因になっておりました。</p> <p>印章利用における社内手続きを厳格化し、印章管理体制の強化として管理者を2名（取締役、常勤監査役）とし、印章利用方法については下記のとおりとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用時以外は金庫にて管理 ・ 利用時は押印事由・社内手続の決裁状況を確認し、印章押印申請が行われている書類のみに対応 ・ 取引等によって持ち出しが必要な場合は印章持出申請を行うと共に管理者2名のどちらかが同伴 <p>当該期間における印章の保管及び持出しについては、押印申請書や印章持出申請書が、関連する稟議書や契約書の内容と整合し適時適切に作成されていることを、常勤監査役が月次で確認しております。</p>	
(3) 相互監視機能の強化	<p>稟議起案者と決裁者が同一人物であるケースや、稟議手続を完了する前に契約締結や送金を行い、事後に稟議を行う（事後稟議）が相当数あったことを改善するため、稟議手続きの厳格化、円滑な情報共有と相互監督機能の強化を目的に、軽微な内容を含めて全ての電子稟議フロー（書面稟議書等の使用はありません。）において社外取締役が事前に確認を行える業務フローに変更いたしました。</p> <p>本再発防止策実施開始以降、稟議申請は社外取締役（2名）のいずれかによって全件の事前確認が行われており、適切に運用がなされていることを確認しております。</p>	稟議申請都度実施
(4) 社内規程の運用状況のモニタリング強化	<p>意思決定における稟議フローに関して、内部監査室が子会社全社を含むモニタリングを月1回実施しております。</p> <p>その結果、当該期間のモニタリングにおいて以下のとおり子会社で不備が検出されました。内部監査室より取締役会、監査役会にて報告の上で、不備が検出されました部門につきましては継続</p>	月次実施（月末）

	<p>的に監視を行い、問題の生じた子会社の担当者に対し管理本部管掌取締役からは是正指導を行っております。</p> <p>2023年2月 不備検出1件</p> <p>■事後申請</p> <p>子会社ピクセルエステート稟議 出張申請</p> <p>概要及び原因等：担当者が稟議申請を失念していたため。なお、本事案にかかる是正指導の状況は「(13) 再発防止策の実効性の担保」に記載のとおりです。</p>																					
<p>(5) 企業風土の改革と権限集中の解消</p>	<p>コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、代表取締役への権限集中の解消を目指すとともに、取締役会の有効性を高めるため、上程する議案についての事前審議の場として取締役会審議を設置いたしました。取締役会に上程された全ての議案は当該審議会の事前審議がされており、資料の早期提出、取締役会における活発な議論に繋がっております。</p> <p>今後も継続的に取締役会審議会において事前に審議を行うことでスピード重視ではない企業風土の改革を進め、牽制機能が働き権限集中の解消を図ります。</p> <p>【当該期間における取締役会審議会開催日と対応する取締役会開催日】</p> <p>2022年</p> <table border="1" data-bbox="560 1361 1117 1543"> <thead> <tr> <th>取締役会審議会開催日</th> <th>取締役会開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月10日</td> <td>12月15日</td> </tr> <tr> <td>12月16日</td> <td>12月22日</td> </tr> <tr> <td>12月1日、27日</td> <td>12月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2023年</p> <table border="1" data-bbox="560 1588 1117 1859"> <thead> <tr> <th>取締役会審議会開催日</th> <th>取締役会開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月12日</td> <td>1月16日</td> </tr> <tr> <td>1月20日</td> <td>1月23日</td> </tr> <tr> <td>2月6日</td> <td>2月8日</td> </tr> <tr> <td>2月13日</td> <td>2月15日</td> </tr> <tr> <td>2月16日</td> <td>2月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2023年2月8日開示の第三者割当により発行される新株式及び第13回新株予約権で払い込まれた増資資金の資金移動に関する取締役会決議に関しましては増資資金管理委員会にて審議を</p>	取締役会審議会開催日	取締役会開催日	12月10日	12月15日	12月16日	12月22日	12月1日、27日	12月28日	取締役会審議会開催日	取締役会開催日	1月12日	1月16日	1月20日	1月23日	2月6日	2月8日	2月13日	2月15日	2月16日	2月22日	<p>適宜開催</p>
取締役会審議会開催日	取締役会開催日																					
12月10日	12月15日																					
12月16日	12月22日																					
12月1日、27日	12月28日																					
取締役会審議会開催日	取締役会開催日																					
1月12日	1月16日																					
1月20日	1月23日																					
2月6日	2月8日																					
2月13日	2月15日																					
2月16日	2月22日																					

	<p>行っており、取締役会審議会で審議は行っておりません。</p> <p>※増資資金管理委員会は増資資金の適切な運用をすることを目的とし、支出の際の事前承認、支出後の事後的な検証を行うために2023年2月に設置し運用を開始しております。メンバーは社外取締役だけで構成しております。本委員会に関する規定については2023年4月取締役会にて策定する予定です。</p>	
(6) 取締役・監査役に対するコンプライアンス・ガバナンス意識の改革	<p>上記(1)-2 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革に記載の通り、当社取締役・監査役のコンプライアンス意識の向上のためコンプライアンス研修を実施しておりますが、研修の理解度を確保するため、四半期に一度eラーニングテストを実施しております。当該期間においては2023年2月上旬に実施しております。</p> <p>eラーニングのテストの内容は著書「内部監査基本テキスト(中央経済社)」等より30問抜粋し当社独自に作成いたしました。2月1日にメールにて配布し2月8日までに全役員が実施しております。</p> <p>内部監査に関するテストを実施した理由は、内部監査の知見が高まることで、コンプライアンス・ガバナンスの意識も高まると判断したためです。</p>	四半期に一度実施 次回以降 2023年5月、8月、11月実施予定
(7) コンプライアンス・ガバナンス意識、内部監査の知見を有する社外取締役の選任	<p>当社の取締役会の構成メンバーにコンプライアンス・ガバナンス、内部監査の知見を有する人材登用が必要であることから、2023年3月31日開催の株主総会に新任社外取締役に弁護士である西牧佑介氏の選任を決定しております。</p>	2023年3月31日株主総会にて選任
(8) 内部監査体制等の強化 i. 当社取締役、監査役に対する内部監査に関する研修の実施	<p>上記(1)-2 取締役・監査役に対するコンプライアンス意識の改革に記載の通り、当社取締役・監査役のコンプライアンス意識の向上のためコンプライアンス研修を実施しておりますが、内部監査の知見を高めることも重要であることから、内部監査に関する内容の研修も月次の役員研修に組み入れ実施いたします。(上記(1)-2 記載の月次で開催する役員研修の中で内部監査の内容を年間3回程度行います)</p>	上記(1)-2 記載の月次で開催する役員研修に組み込み、年間3回程度実施

	<p>以下の研修が当該期間に実施した内部監査に関する内容の研修となります。</p> <p>【実施日及び研修内容】</p> <p>2022年 12月22日実施 「上場維持の観点から見た内部統制について」</p> <p>2023年 1月23日実施 「内部監査について」</p>	
(8) ii. 取締役会において内部監査運用状況の確認を毎月実施	<p>取締役会の内部監査に対する意識を高めるために、2023年1月以降月次で開催される定時取締役会に内部監査室が出席し、内部監査の問題点の報告を行い、報告を受けた取締役会では問題点を把握し各部門に是正を行うよう管掌取締役から指示を行ってまいります。</p> <p>【実施状況】</p> <p>1月23日開催取締役会 (報告された問題点)</p> <p>①過去に発生した開示不備に関する是正対応が未了、②一部社員の長時間労働が発生、③反社チェックが不十分 (是正対応)</p> <p>①開示部門の人員採用を継続、②担当部門の増員にて対応、③新規取引時のチェックに加え毎年5月に取引先各社の反社チェックを行うことを決定</p> <p>2月22日開催取締役会 (報告された問題点)</p> <p>①過去に発生した開示不備に関する是正対応が未了、②一部社員の長時間労働が発生 (是正対応)</p> <p>①管理部管掌取締役を責任者とし、3月中の採用を目指し応募者との面談を実施するも採用には至らず。4月入社を目標に採用活動を継続、②1月の長時間労働は業務量が減ったため改善がされたが、以後再発しないよう2月中に担当部門の増員を検討していたが増員には至らず。業務量の状況を鑑み増員の検討を行っていく</p>	<p>月次実施 2023年1月以降実施</p>
(8) iii. 監査役会において内部監査運用状況の確認を毎月実施	<p>監査役会の内部監査に対する意識を高めるために、2023年1月以降月次で開催される定時監査</p>	<p>月次実施 2023年1月以降実施</p>

	<p>役会に内部監査室が出席し、内部監査の問題点の共有、審議を行っております。報告を受けた監査役会は取締役会に対して是正勧告を行っております。</p> <p>【実施状況】</p> <p>監査役会開催日：1月23日、2月22日 内部監査室報告内容：上記(8) ii 記載と同様</p> <p>報告を受けた監査役会は、1月23日及び2月22日開催の取締役会において、課題に関して継続的な是正を求めました。</p>	
<p>(8) iv. 内部監査室の報告の義務化（内部監査規定の改定）</p>	<p>内部監査室による継続的なモニタリングを厳格化するため、2023年1月23日開催の取締役会にて内部監査規定の改定を行い、内部監査室が定時取締役会に出席し指摘事項及び指摘事項の改善状況の進捗にかかる回答書の共有を行うことを義務付けることといたしました。これにより、内部監査室による継続的なモニタリング機能が働き、被監査部門の是正処置を促し、不備の早期是正を図ります。</p> <p>※今後は更にガバナンスを強化するために、内部監査室は指摘事項だけでなく指摘事項の進捗状況にかかる回答書を共有する旨を明記し、4月の定時取締役会にて内部監査規定の改定を実施いたします。</p>	<p>2023年1月23日取締役会にて内部監査規定改定 2023年1月より定時取締役会にて指摘事項の報告を実施</p>
<p>(8) v. 不備が検出された被監査部門の改善報告の義務化（内部監査規定の改定）</p>	<p>不備が検出された被監査部門においては早急に是正処置を行う必要があることから、2023年1月23日開催の取締役会にて内部監査規定の改定を行い、内部監査室の業務監査にて不備が検出された被監査部門は回答書の提出による報告を義務付けました。回答書は次回の定時取締役会までに内部監査室に提出しこれにより、不備の早期是正を図ります。また、実質的には是正がされていることは監査役会が被監査部門にヒヤリングなどによる確認を行い是正がされたことを確認してまいります。</p> <p>※今後は更にガバナンスを強化するために、実質的な是正がなされていることを確認するため、監査役会による抜き打ちのモニタリングを実施する旨、被監査部門からの回答書の提出期限を定める旨を明記し、4月の定時取締役会にて内部監査</p>	<p>2023年1月23日取締役会にて内部監査規定改定</p>

	規定の改定を実施いたします。									
(8) vi. 内部監査室の研修実施	<p>内部監査室においても内部監査や内部監査規定などの理解度を高める必要があり、それらの理解に必要となる基本的な知識を得るために内部監査協会などの研修を年に4回実施します。これにより内部監査室のスキルアップを図り、当社の内部統制、内部監査体制の強化を図ります。</p> <p>【実施日】 2023年1月30日 「第19回内部監査の品質改善プログラム：基礎編」</p>	<p>四半期に一度実施 次回4月、7月、10月実施</p>								
(8) vii. 内部監査（業務監査）のレビュー実施	<p>内部監査室の業務監査の運用状況モニタリングについては、外部の専門家にて、内部監査室が計画通り、また適正に実行されているか四半期に1回レビューを実施することとし、2023年1月分より開始いたします。内部監査室自体へのモニタリングを強化することによって、適切に内部監査室が機能し、結果的に不正などの発生の未然防止を図ります。</p> <p>今後の内部監査業務のレビューの予定は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>2023年1～3月分</td> <td>2023年4月レビュー実施</td> </tr> <tr> <td>2023年4～6月分</td> <td>2023年7月レビュー実施</td> </tr> <tr> <td>2023年7～9月分</td> <td>2023年10月レビュー実施</td> </tr> <tr> <td>2023年10～11月分</td> <td>2024年1月レビュー実施</td> </tr> </table>	2023年1～3月分	2023年4月レビュー実施	2023年4～6月分	2023年7月レビュー実施	2023年7～9月分	2023年10月レビュー実施	2023年10～11月分	2024年1月レビュー実施	<p>四半期に一度実施 初回レビューを2023年4月実施予定</p>
2023年1～3月分	2023年4月レビュー実施									
2023年4～6月分	2023年7月レビュー実施									
2023年7～9月分	2023年10月レビュー実施									
2023年10～11月分	2024年1月レビュー実施									
(8) viii. 内部監査の人員強化	<p>内部監査室の体制を強化するため、2022年5月以降、従前の内部監査室の従業員1名に加えて、外部の公認会計士3名が当社内部監査室の一部業務を実施しております。2023年12月期においても当該体制を継続しております。</p>	<p>継続的に実施</p>								
(9) 役員選任基準の見直し	<p>当社はコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり役員選任基準を設けていたものの、2021年12月期以前の取締役の意識が希薄であったこと、専任基準やプロセスを社内規則やマニュアルに落とし込んでいなかったことから、これまでの当社及び当社子会社の役員選任時においては経歴や年俸、事業に対する知見などを重視するのみで、選任基準を踏まえた慎重な検討はなされていませんでした。また、当社は役員選任にあたり指</p>	<p>2023年1月23日取締役会にて役員選任基準新設</p>								

	<p>名報酬委員会の審議を必要としておりますが、子会社役員の選任に関しては、運用が定まっていなかったため指名報酬委員会の審議を経ておらず、十分な審議が行われておりませんでした。</p> <p>このため、上記（１）、（６）に記載のコンプライアンス・ガバナンス意識改革を進めることを前提に、役員選任基準を改めたうえで選任プロセスを明確化し、当社グループ共通で適用することといたしました（当該基準及び運用は重任時にも適用されます）。2023年1月23日取締役会にて規定として文書化し関係者に周知徹底のうえ、2023年2月以降の役員選任より運用を開始いたしました。</p> <p>これにより当社及び当社子会社において、コンプライアンス意識を有し内部統制の知見を有した人選がなされることとなり、不祥事の未然防止を図ります。</p> <p>2023年2月8日指名報酬委員会にて、以下の基準をもとに役員の選任を行いました。</p> <p>〈役員選任基準〉</p> <p>①心身ともに健康であり、取締役としての職務遂行において支障がないこと。②法令に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。③遵法精神に富んでおり、取締役としての職務遂行において忠実義務・善管注意義務を適切に果たすための資質を備えていること。④当社事業に関する知識に加えて、事業運営、会社経営、法曹、会計、システム開発・構築のうちいずれかの分野における豊富な経験を有すること。⑤当社の持続的な成長および企業価値の向上に資するという観点から、経営監督に相応しい者であること。⑥当社主要事業分野において、経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。⑦当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、知識・経験・専門能力に特段の偏りがないこと。⑧コンプライアンス・ガバナンスを重視し、内部統制の知見を有すること。</p>	
(10) 管理体制の統一化	<p>現在当社グループ会社は全て当社管理本部にて管理を行っております。今後、企業買収などを行う際にも、原則として子会社の管理部門を独立させず、当社管理本部が管理機能を担う体制を取ることといたします。</p>	継続的に実施

<p>(11) 全従業員への教育の実施と社内規定の定期的な見直し</p>	<p>当社グループ全従業員のコンプライアンス意識等の向上を図るため、当社グループ全従業員を対象としたコンプライアンス研修（対面もしくはオンラインにて）を年2回実施することといたしました。</p> <p>また、研修内容の定着と理解度の確認を目的にeラーニングを活用することとしました。</p> <p>2023年12月期においては6月、10月に実施を予定しております。具体的な研修内容やeラーニングの内容につきましては管理本部にて現在検討を継続しており、4月上旬までに内容を確定します。</p>	<p>年2回実施 6月、10月予定</p>
<p>(12) 企業買収時におけるリスク把握のための調査の見直し</p>	<p>これまでの企業買収時において、当社は法律事務所や監査法人等の外部アドバイザーに法務・財務に関する調査を依頼することで調査を実施していましたが、当社はその調査結果に十分な問題意識を持つことはなく、財務資料の表面的な検証をするに留まっておりました。また、コンプライアンスやガバナンスに関する調査、買収候補先の実態把握やリスク評価は行っていませんでした。今後は、同様の事象の発生を防ぐためこれまでの調査態勢を見直し、当社役職員及び外部の専門家で構成するM&A専門チームを組織し、買収候補先の法務・財務に関するデューデリジェンスに加え、これまでは実施していなかったコンプライアンスやガバナンスに関連した実態把握や調査も実施いたします。</p> <p>これらデューデリジェンス等で検出された問題点や改善を要する事項及び買収後の改善可能性やその方法等についてはM&A専門チームで十分な検討や審議を行ったうえでリスク評価を行い、そのうえで企業買収の可否を判断することといたします。</p> <p>当該調査を踏まえて買収を決定した場合には、事前に洗い出した課題にかかる改善策に直ちに着手することとします。当該改善対応については、当社管理本部により当該子会社事業部へ指導を行い、当社内部監査室において当該子会社事業部の内部監査を行い、上述(8)iv記載の内部監査報告を毎月定期的に行い、問題点の是正を当社管理本部と当該子会社事業部で進め、合わせてコンプライアンス意識を醸成する研修を行うことと</p>	<p>案件発生時に都度対応</p>

	<p>します。</p> <p>これにより、今後企業買収を検討する際に、買収後の管理体制構築まで見据えた検討ができ、買収後も計画的に子会社管理を行ってまいります。</p>	
<p>(13) 再発防止策の実行性の担保</p>	<p>監査役会が月次で再発防止策の進捗モニタリングを実施し、その結果を定時取締役会へ報告しております。</p> <p>また、不備が検出された場合には、監査役会からの改善指導を受けた取締役会が都度、再発防止策の見直しを図ることとしております。当該期間においては、子会社担当者の失念による出張申請の不備（「(4) 社内規程の運用状況のモニタリング強化」に記載の事後申請事案）が生じておりますが、子会社の担当部門より内部監査室へ回答書の提出がなされ、管理本部管掌取締役から子会社の担当者に対し是正勧告を行っております。</p> <p>コンプライアンス・ガバナンス意識の高い社内風土を作っていくには継続的な周知が必要であり、今後は不備が起きた際は改めて全社員に社内ルールを順守する旨の周知を実施して参ります。</p> <p>なお、監査役会が実施する再発防止策については取締役会にて進捗モニタリングを実施しております。</p> <p>モニタリングの結果及び実効性評価は以下の通りです。</p> <p><u>取締役会が実施している本再発防止策の実効性について監査役会の評価</u></p> <p>監査役会が再発防止策のモニタリングを行った結果、稟議申請の不備が検出されましたが、取締役会、経営戦略会議、管理部会議で報告のうえで、管理部管掌取締役より担当部署に指導を行い、稟議申請部門においては、必ず事前に申請し、是正する旨を確認いたしました。今後も是正状況については継続的にモニタリングを行ってまいります。</p> <p>一部問題点があったものの是正処置を行う旨を確認したこと、その他再発防止策が適切に運用されていることを確認し、類似事案及び法令定款、コンプライアンス違反のある事案が発生していないことから本再発防止策が有効であると判</p>	<p>四半期に一度実施</p>

	<p>断いたします。なお、監査役会が実施している再発防止策については取締役会にて評価を行うこととしております。評価結果は以下のとおりです。</p> <p><u>監査役会が実施している本再発防止策モニタリングについての取締役会の評価</u></p> <p>監査役会が実施するモニタリングなどの再発防止策がいずれも適宜適切に行われていることを取締役会が確認しており、監査役会が担う再発防止策は有効に機能していると評価しております。</p>	
--	---	--

以上